

さ情審査答申第149号
平成29年11月29日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成27年11月2日付けで貴職から受けた、「大宮区役所新庁舎建設準備室が保有する・概算事業費（H27.8）PFI-BTO方式約137億円・概算事業費（H26.12）基本設計先行型DBO（M）方式130億円・概算事業費（H26.12）従来方式138億円の内訳のわかる行政情報」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成27年9月4日付け市区大第227号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、決定通知書の開示しない部分に記載のない小計の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、以下のとおりである。

決定通知書には開示しない部分として「概算事業費の項目ごとの金額」とあるが、小計については記載されていない。よって、小計の開示を求める。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、以下のように説明している。

1 本件については、異議申立人から開示請求のあった行政情報のうち、実施

機関は「大宮区役所新庁舎整備手法検討調査業務概算事業費算定資料のうち従来方式、基本設計先行型DBO（M）方式、PFI－BTO方式の算定に関する部分、見積書」を特定した。

これは大宮区役所新庁舎整備の事業費の参考になるものであり、入札価格に関わるものであるため、さいたま市情報公開条例第7条第5号に該当し、契約に係る事務に関し市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものとして、概算事業費の項目ごとの金額、見積書について不開示とし、一部開示決定を行ったものである。

- 2 「決定通知書には開示しない部分として『概算事業費の項目ごとの金額』とあるが小計については記載されていない、よって小計を開示せよ」との異議申立人の主張について

開示資料のうち、概算事業費が記載されている表は、各項目の金額、各項目を合計した小計（中項目）、中項目を合計した総合計から構成されている。異議申立人は当該不開示とした小計（中項目）については一部開示決定通知において不開示とした概算事業費の項目ごとの金額とは異なることから開示できると主張している。

本件の決定については、小計も事業費ごとの金額の一部であり入札の執行に影響が及ぶ恐れがあるため、金額部分については全て不開示部分としたものである。各項目の金額のみを不開示とし、小計については開示するとなれば、中項目の金額が明らかになり、概算事業費の項目ごとの金額について開示するものとなる。例えば調査費、設計費等の項目の金額は不開示でも、開業費、施設整備費（建設費）等の中項目の金額は開示するものになってしまう。小計（中項目）の開示は入札の執行に影響を及ぼす恐れがある。

また、大宮区役所新庁舎整備事業はPFI方式で実施することを実施方針で公表しており、民間事業者のノウハウを活かした自由な提案を求めることとなっている。概算事業費の小計（中項目）の金額はあくまで市の想定であるが、小計（中項目）の開示は、市の想定にとらわれない民間事業者の自由な提案に影響を及ぼす恐れがある。

よって、小計部分についても不開示としたことは妥当である。

第4 審査会の判断の理由

- 1 本件異議申立てについて

本件異議申立ては、異議申立人が平成27年8月24日付けで行った本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分に対し、実施機関が開示しない部分として「概算事業費の項目ごとの金額」を示したが小計

については記載されていないとして、小計の開示を求めるものである。

2 本件処分の当否について

要するに、本件異議申立ては、実施機関が行政情報一部開示決定通知書で開示しない部分として示した「概算事業費の項目ごとの金額」には小計は含まれないから小計を開示せよというものである。当審査会が確認したところ、概算事業費が記載されている表は調査費、設計費等の各項目、その各項目を合計した小計（中項目）、その中項目を合計した大項目ともいえる総合計から構成されている。従って、「概算事業費の項目ごとの金額」でいう項目はこれら調査費、設計費等の各項目、小計（中項目）、総合計（大項目）をすべて包含しているとみるのが妥当である。

従って、異議申立人の「小計については記載されていない、よって小計を開示せよ」との主張は認められない。

3 以上の次第であるから、本件異議申立ては理由がないので当審査会は前記第1のとおり、答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成27年11月 2日	諮問の受理（諮問第405号）
②	平成29年 6月15日	審議
③	同 年10月19日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	同 年11月16日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士 平成29年10月21日退任
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士 平成29年10月22日就任
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)